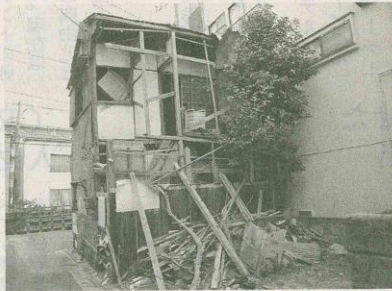


空き家活用 自治体動く

東京都内の自治体が2016年度、空き家対策を相次ぎ拡充する。大田区は空き家の改修費の助成制度を新設するほか、練馬区は空き家の活用方法などを助言するアドバイザーを派遣するモデル事業を始める。空き家がそのまま放置され周辺環境が悪化することのないように、利用に結びつける狙いがある。



大田区 借り手に改修費を助成 練馬区 マッチング助言者派遣



大田区は管理状態の良い空き家の活用を促すため、借り手に改修費用を助成する制度を作る。200万円を上限に、費用の3分の2を補助する。区は14年、空き家を高齢者向けの福祉施設など公益な目的に利用することを狙い、貸し手と借り

倒壊の恐れのある空き家が3日、行政代執行で取り壊された(葛飾区)

手をつなぐマッチング事業を始めた。新設する助成制度はマッチングで成約した物件を対象とする。区のマッチング事業ではこれまで4件の貸し借りが成立したが「借り手側の初期整備費の負担が課題として見えてきた」(建築調整課)。登録件数は2月末時点で、貸したい物件が13件、借りたい人が36件。より利用しやすい仕組みを作って登録件数や成約件数を増やしたい考えだ。

大田区は今夏をめどに、建築や法律などの関係団体と協力し専門的な助言をワンストップで提供する「空家総合相談窓口」も開設する。空き家の所有者に区の事業を紹介するなどしてマッチングの仕組みの利用を促す。窓口では近隣住民からの苦情や管理、処分に関する相談も受ける。練馬区も空き家の所有

者と借りたい人のマッチングを支援するモデル事業を始める。地域活動や区の事業として使う物件を対象に、建築の専門家をアドバイザーとして派遣し助言してもらう。初期整備費の支援も検討している。

練馬区は今年度、区内の住宅の全棟調査を実施した。調査で判明した約300軒の空き家の所有者らを対象に23日、空き家活用のセミナーを開く。法律の解説や個別相談会で区のマッチング事業も紹介する。セミナーは来年度も継続して開催する方針だ。

目黒区は16年度、区内の戸建て家屋の実態調査に乗り出す。使用の有無や老朽化の状況を調べ、空き家と判断した建物の所有者にはアンケートを送って、維持管理の状況や利用に向けた意向を調査する。空家の管理を巡っては15年5月、空き家対策特別措置法が全面施行された。自治体は対策計画を策定するなど、空き家に対してより積極的に関与できるようになった。倒壊の危険性があつたり、衛生的に問題があつたりする空き家を指定し、持ち主に撤去や修繕を命じることが出来る。総務省の調査によると

都内の空き家は13年に約81万軒で増加傾向にある。都内では葛飾区が3日、特措法に基づき、老朽化し倒壊の恐れのある空き家を行政代執行で取り壊す作業を始めた。